

東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）
 都市計画土支田三丁目地区地区計画を次のように変更する。

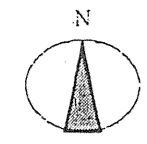
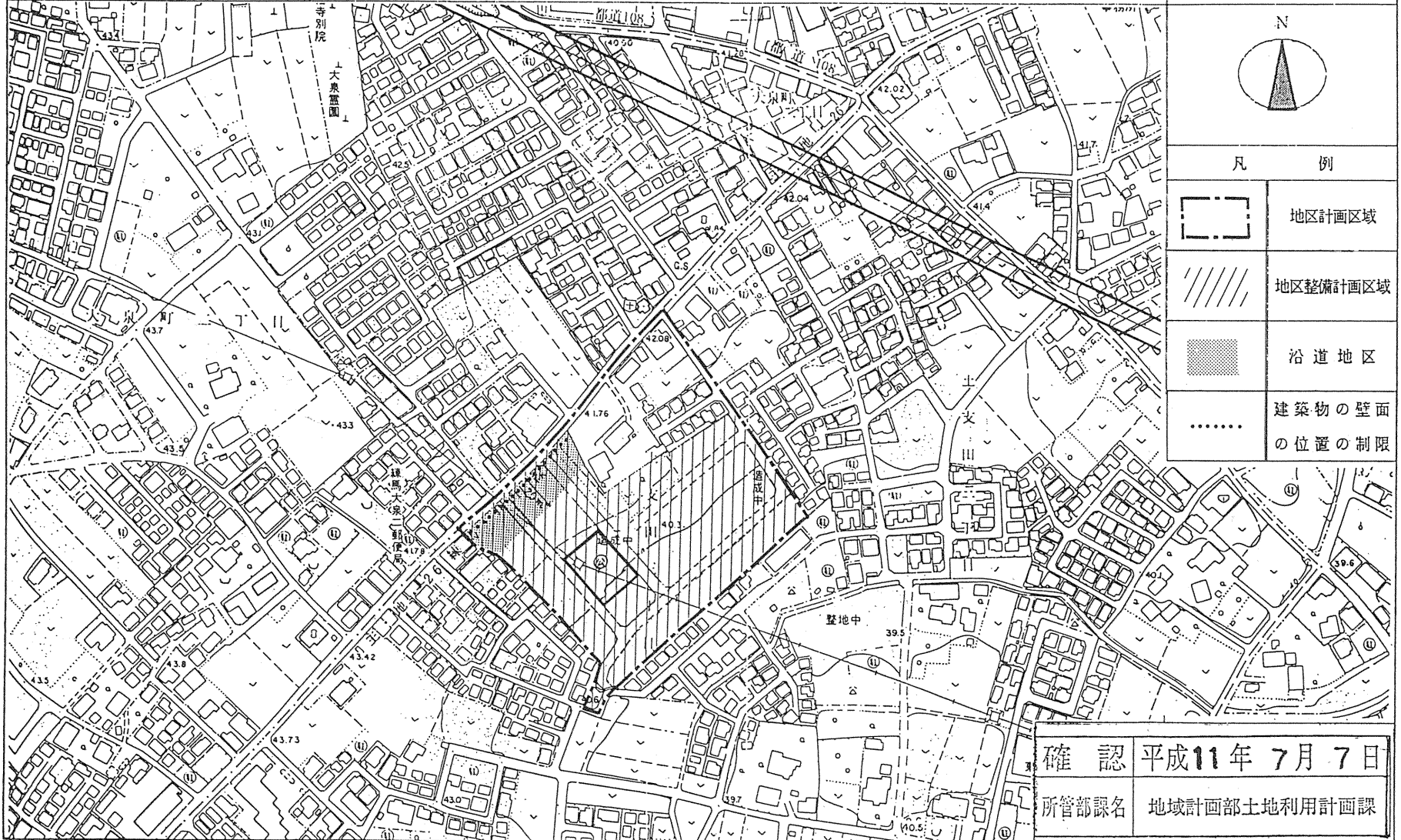
名 称		土支田三丁目地区地区計画
位 置		練馬区土支田三丁目地内
面 積		約 2.3 ha
区域の整備・開発および保全に関する方針	地区計画の目標	土地区画整理事業の施行により、道路や公園などの都市基盤施設が整備された当該地区について、建築物等に関する制限を行い、緑化の推進、日照の確保など良好な住宅市街地の形成とその保全を図る。
	土地利用の方針	地域の主要な道路である北端道路の沿道地区は、周辺の環境に配慮しつつ、沿道指向型の中層建築物の立地を促し、良好な居住環境の形成を図る。 その他の地区は、生産緑地地区を保全しつつ、緑豊かで良好な低層住宅地の形成を図る。
	地区施設の方針	土地区画整理事業により整備された道路や公園などについては、施設の機能が損なわれないよう、維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	緑豊かで潤いのある良好な居住環境を形成するため、次のとおり定める。 1. 異種用途の建築物の混在による居住環境の悪化を防止するため、用途の制限を定める。 2. 敷地の細分化による日照や通風などの居住環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。 3. 良好な居住環境を形成するため、高さの最低限度及び形態の制限を定める。 4. 豊かな緑を形成するため、垣またはさくの構造の制限を定め、生垣化を推進する。
地区整備計画	位 置	練馬区土支田三丁目地内
	面 積	約 1.8 ha
	建築物の用途の制限 ※	計画図に表示する沿道地区については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項に掲げる建築物は、建築してはならない。
	建築物の敷地面積の最低限度	110 m ²
	建築物の高さの最高限度	計画図に表示する沿道地区については、軒高16mとする。
	建築物の壁面の位置の制限	計画図に表示する壁面の位置の制限を定める部分については、建築物の壁またはこれに代わる柱の面から道路中心線までの距離は5.5m以上とする。
	建築物等の形態または意匠の制限	建築物等の屋根及び外壁またはこれに代わる柱は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩とする。 建築物に付属する軒及び出窓等は、壁面の位置の制限を指定した線を越えて建築してはならない。
垣またはさくの構造の制限	道路に面して設ける垣またはさくの構造は、生け垣またはフェンス等透視可能な構造のものとする。ただし、高さ80cm以下の部分及び法令の制限などにより周囲の安全の確保や環境保全のためやむを得ないものについてはこの限りでない。	

「区域および地区の区分は、計画図表示のとおり。」
 <理由> 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い表記上の整合を図るため、地区計画を変更する。 注) ※は知事承認事項


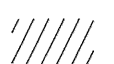
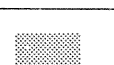
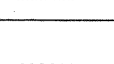
東京都市計画 土支田三丁目地区地区計画 計画図

(位置) 土支田三丁目地内

0 25 50 100m



凡 例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	沿道地区
	建築物の壁面の位置の制限

確認 平成11年 7月 7日
 所管部課名 地域計画部土地利用計画課